

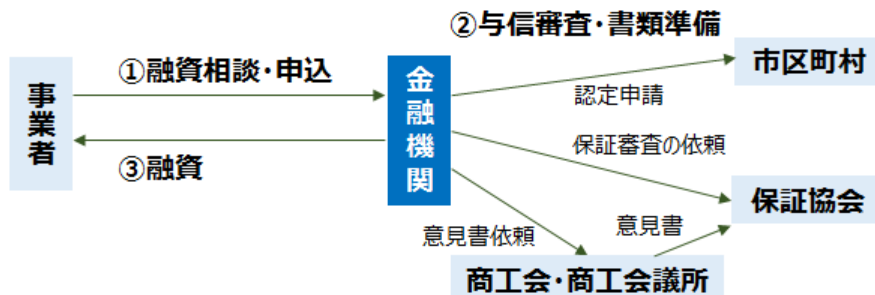
## 経済変動等資金

# 新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等に対し、経済変動等資金「新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)」を創設します。

制度名	新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)	
対象者	「新型コロナウイルス感染症対応資金」(国制度)を満額利用し、以下の要件をすべて満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1か月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上</li> <li>市町村より以下の認定を受けたもの</li> </ul>	
	【新規借入、既往債務(責任共有外)の借換を希望する場合】	【既往債務(責任共有)の借換を希望する場合】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティネット保証4号</li> <li>危機関連保証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティネット保証5号</li> </ul>
融資限度額	8,000万円	
資金用途	設備資金、運転資金 (原則、制度融資の既往債務について借換可)	
融資期間	12年以内(据置期間3年(一部2年)以内含む)	
返済方法	元金均等分割返済	
貸付利率	当初3年間 無利子	
	4年目以降 年1.10%(責任共有外)	4年目以降 年1.25%(責任共有)
信用保証料率	不要	
担保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります	
連帯保証人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります	
	個人 原則として不要	
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日保証申込分まで ※融資実行開始が可能となる日は取扱金融機関によって異なりますので、各取扱金融機関へお問い合わせください。	

## 新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度) ご利用の流れ



※ 取扱金融機関は、普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまね

## 申し込み先

普通銀行、商工中金、信用信金、信用組合、農協、JFしまね

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

## セーフティネット保証 とは

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。

(売上高が前年同月比▲20%以上減少の場合)

### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

(売上高が前年同月比▲5%以上減少の場合)

### ○危機関連保証

東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、一般枠やセーフティネット保証枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証する制度。

(売上高が前年同月比▲15%以上減少の場合)